

業務仕様書

2023～2024 年度 ラオス国別研修「スタジアム運営維持管理」に係る 参加意思確認公募

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本事業はラオスの教育・スポーツ省関係者が日本のスタジアム運営維持管理状況を学ぶことにより、スタジアムの機能強化及び安全性向上を通じて、アスリート及び市民の利用促進を図り、もってラオスにおけるスポーツ・文化事業の振興及び障害者の社会参加促進、都市環境整備に貢献するものです。

本事業の遂行にあたっては、一般財団法人日本国際協力センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は本研修の企画段階から関与し、スポーツ事業担当者が研修内容を策定するための有識者の一員としてラオスを訪問し、事前調査結果を踏まえた上で、研修対象者のニーズを把握し、実践的かつ効果的なプログラムを提供することが可能です。加えて、JENESYS（Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youths；対日理解促進交流プログラム）運営の経験から講師・視察先の確保、ラオスの状況に応じた指導助言といったノウハウが豊富に蓄積されており、本研修の目的達成に必要な 知見が集約されている機関です。

また、特定者とラオス教育・スポーツ省は「人材育成奨学計画（JDS）」において 23 年以上にわたって留学生事業を実施し、これまで 480 名以上の行政官が日本留学を実現するなど、ラオスにおける知見と教育・スポーツ省との広範なネットワークを構築しています。2005 年からラオスを含めた ASEAN 各国を対象とした JENESYS を実施運営しており、サッカー、ラグビー、バドミントン、卓球、柔道、空手、水泳などのスポーツをテーマに、約 4,000 名の青少年の受入れを行いました。

さらに、特定者は、1977 年の設立以来、開発途上国を対象にした本邦研修を実施してきた実績を持ち、国外からのスポーツ関係者の受け入れに関する経験、知識を有する職員も多数在籍しています。研修内容の企画から研修員来日中の同行、帰国後のフォローまでを一貫して行った経験を豊富に有しており、ラオス語で対応可能な研修監理員も有していることから、研修員の研修内容に対する理解の促進、日本滞在時におけるトラブルの回避等の危機管理についても柔軟に対応可能な機関です。

上記の理由により、特定者は以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公

募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023～2024 年度 ラオス国別研修「スタジアム運営維持管理」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2024 年 2 月 26 日～2024 年 3 月 10 日（予定）
- (4) 契約履行期間：2024 年 1 月 26 日～2024 年 5 月 24 日（予定）
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

 - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年12月5日(火)12:00(正午)まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出書類	参加意思確認書(様式1)、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年12月11日(月)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	メール
	請求締切日	2023年12月18日(月)
	回答予定日	2023年12月21日(木)
	回答方法	メール

提出書類：

- (1) 参加意思確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- (2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- (2) 誓約書(様式2)
- (3) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課(担当：井上)

電話：03-3485-7051(代表) E-mail: ticthdop@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。

- ・データ容量が大きい場合は、必ずメールにて担当者へ一報すること。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

**2023～2024 年度 ラオス国別研修「スタジアム運営維持管理」
研修委託契約 業務概要**

1. 研修コース概要

(1) ラオス国別研修「スタジアム運営維持管理」

(2) 全体受入研修期間（予定）

【来日研修】2024年2月26日～2024年3月10日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 12名

2) 研修対象国 ラオス

3) 研修対象組織・対象者

- ・直接受益者：教育・スポーツ省、ラオスサッカー連盟、ラオス柔道連盟
- ・間接受益者：ビエンチャン市民約96.9万人

(4) 研修使用言語

ラオス語

(5) 研修の背景・目的

ラオス人民民主共和国政府は、「第9次国家社会経済開発計画（2021-2025）」及び「教育・スポーツセクター5か年計画（2021-2025）」において「生活の質向上」及び「都市開発」を重点課題と位置づけ、社会的に困難な状況にある人々の社会参加促進や市民の健康増進、トップアスリートの育成、並びにスポーツ・文化と融合した街づくりによるインクルーシブとダイバーシティの価値観の普及に向け、スポーツ施設の拡充に取り組む方針である。

ビエンチャン市の中心部に位置するチャオアヌウォン・スタジアムは、ラオス国内のスポーツ（サッカー・ラグビー）やパラ陸上競技の大会及び練習の他、一般市民やアスリートを対象とした各種イベント等の開催に活用されている。同スタジアムは、市街地の中心というアクセスの良さから一般市民の利用頻度が高く、市民生活と一体となった街づくりや文化醸成にも貢献してきた。しかしながら、施設の老朽化が深刻であり、障害者を含むアスリートや一般市民の利用に対応した機材が不足しており、安全かつ円滑な施設の運営に支障をきたしている。なお、2009年にビエンチャン郊外に建設された新国立競技場は、主に国際的な大会の開催に使用されている。

スタジアム運営維持管理研修（以下、「本事業」という。）は、日本のスタジア

ム運営維持管理体制を学ぶことにより、チャオアヌウォン・スタジアムの機能強化及び安全性向上を通じて、障害者を含むアスリート及び市民の利用促進を図り、もってラオスにおけるスポーツ・文化事業の振興及び障害者の社会参加促進、都市環境整備に貢献することを目的としている。

(6) 案件目標

教育・スポーツ省が所管するスタジアムの運営維持管理能力が向上する。

(7) 単元目標（アウトプット）

- ・日本のスポーツ振興の全体的枠組みや根拠法令など概要を理解し、ラオスのスポーツ行政を改善する。
- ・日本の民間スポーツクラブ、各種学校域におけるスポーツ振興方策とスポーツ行政組織のかかわりを学び、ラオスのスポーツ行政を改善する。
- ・日本の公共スポーツ施設の運営状況や利活用促進策を学びチャオアヌウォン・スタジアムを事例に利活用促進アクションプラン(2026-2030)を作成する。

(8) 研修内容

1) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

2) 当機構が実施するプログラム

- ・集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年1月26日～2024年5月24日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

以下の日本の事例が十分に参考になるように、講義内容や視察先選定などを工夫して研修を実施する。

- ・スポーツ庁への訪問・意見交換（スポーツ・文化事業の振興並びに都市環境整備における中央省庁の役割について学習）

- ・ 県庁への訪問・意見交換（スポーツ・文化事業の振興並びに都市環境整備における自治体の役割について学習）
- ・ 日本サッカー協会、日本プロサッカーリーグおよびプロサッカークラブへの訪問・意見交換（スポーツ・文化事業の振興並びに都市環境整備におけるスポーツ団体の役割について学習）
- ・ スポーツ関連施設（維持管理体制の理解）およびイベントの視察（スポーツを通じた社会貢献活動および地域活性化事業について学習）
- ・ 各種学校の視察（学校教育におけるスポーツ振興や体育教育の理解）

（3）詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 2023年度末の業務進捗報告書と経費実績報告書の作成
- 24) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 25) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってラオス語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上